

別紙23（水産業強化対策整備に関する事業に係る取扱い）

第1 実施手続等

（1）対象施設の整備の施行

対象施設の整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができる。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

ア 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に対象施設の整備を実施することをいう。）

（ア）現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

（イ）選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

イ 請負施行（実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

（ア）請負方法

a 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

b 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。

c 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

（イ）工事の指導監督

a 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

b 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工

事の施行状況を明確にすること。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

- a 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
- b 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
- c 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

ウ 委託施行（実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。以下同じ。）

(ア) 対象施設の整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。

(イ) 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

(2) 関係書類等の整備

対象施設の整備実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存すること。

- ア 事業に係る交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書及び設計書類等
- イ 工事施行に関する書類等
- ウ 財産管理台帳、管理規程等の施設管理に関する書類等

(3) 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

ア 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、交付の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、交付対象事業費と交付の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

イ 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

ウ 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

エ 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ金融機関の預金口座等を設けておくこと。

オ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第2 交付対象事業費の取扱いについて

交付対象事業費の取扱いについては、次のとおりとする。

1 交付対象事業費の内容及び構成

交付対象事業費の内容は、次のとおりとする。

(1) 海上土木工事（以下「海上工事」という。）

工事費（支給品費を含む。以下同じ。）、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1-1を参照）

(2) 陸上建設工事（以下「建設工事」という。）

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1-2を参照）

(3) 機械器具のみの購入（以下「機械器具購入」という。）

機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1-3を参照）

2 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

(1) 海上工事

ア 海上工事の積算については、工事費、工事雑費及び消費税相当額に区分して積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

工事費は、当該事業の施行に必要な直接的経費とし、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、工事費については本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費に、それぞれ区分して積算するものとする。

a 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

b 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

c 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要な日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

d 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

e 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

f 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であって当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

(イ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(2) 建設工事

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算

するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表2に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合においては、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) 機械器具購入

機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。この場合、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

3 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

4 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附带事務費、附带事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第3 施設等の管理の方針

実施主体は、交付金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取

得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。)を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第4 施設等の管理

- 1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとし、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第1号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- 2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であって、原則として当該対象施設の整備の実施主体となりうるものに委託して行うことができる。
- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。

第5 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第6 施設等の処分等について

- 1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 上記以外の増改築等に伴う手続きについては、次のとおりとする。

(1) 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、内閣府沖縄総合事務局を經由して別記様式第2号により水産庁長官へ届け出させるものとする。

第7 災害の報告

1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、あらかじめ管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況をとりまとめ沖縄県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、内閣府沖縄総合事務局を經由して別記様式第3号により水産庁長官に報告するものとする。

第8 指導監督

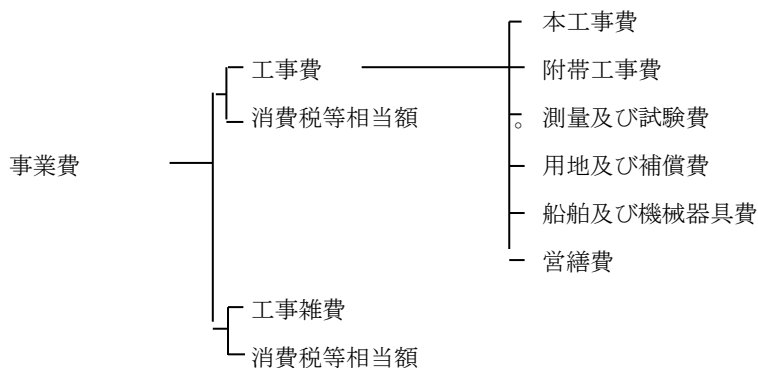
1 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。

2 交付金の交付を受けた沖縄県は、施設等の管理運営状況を把握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等を行い、適切な指導を行うものとする。

3 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。

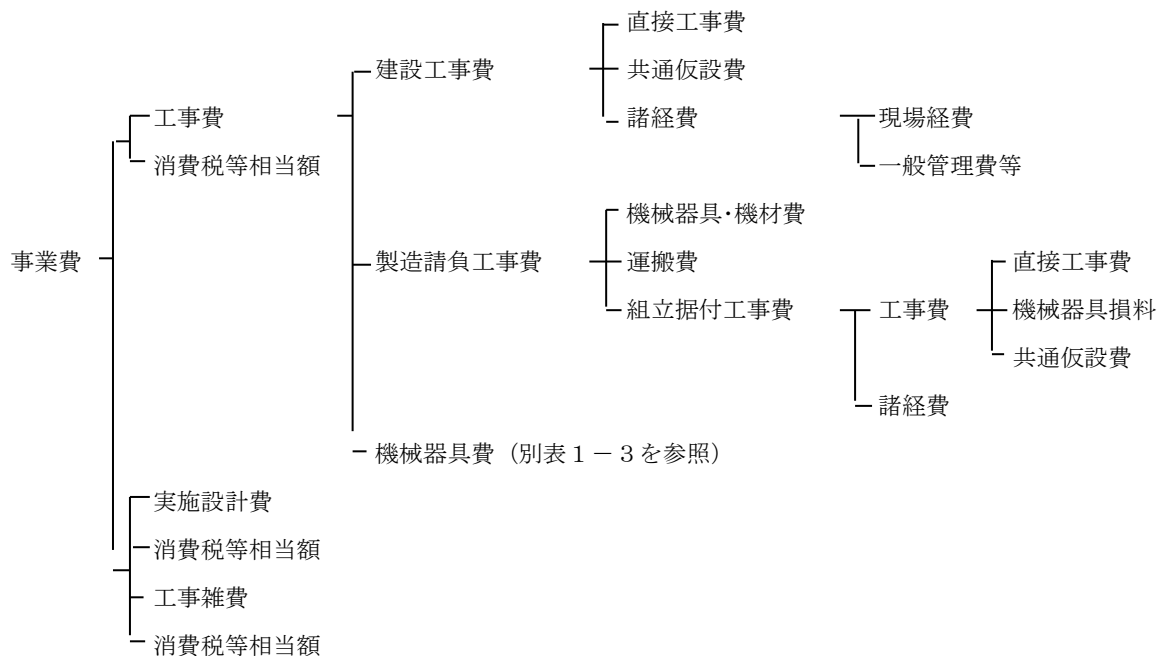
別表 1 - 1

対象施設の整備内容のうち海上工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



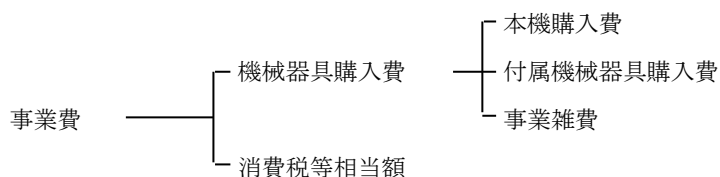
別表 1 - 2

対象施設の整備内容のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 1 - 3 機械器具購入に係る事業費構成

対象施設の整備の内容のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表2 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表3 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（交付金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使 用 料 及 び 賃 借 料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公 社 一 般 管 理 費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別記様式第1号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 沖縄県

地区名		事業実施年度			令和 年度		海業推進事業費（防災対策）又は 水産業強化支援事業費（防災対策）									
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限 期間		処分の状況		摘要	
交付 対象 施設 の 種類	事業 実施 主体	工種、 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事 業 量	着 工 年 月 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
								国 庫 交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
小計		/	/	/	/	/					/	/	/	/		
小計		/	/	/	/	/					/	/	/	/		
合計		/	/	/	/	/					/	/	/	/		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等種別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施設等の増改築等報告書

海業推進事業（防災対策）又は水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設等の令和〇年度における増改築等の状況について、別紙のとおり報告する。

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

別紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和〇年度海業推進事業（防災対策）又は水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫交付金額及び沖縄県負担額の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく沖縄県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。